

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年佐賀県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第四条第一項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与の額は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職

員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

第三条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 一般の派遣職員が、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。）第四条第六項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。）第六条第六項の規定により標準号給数（県職員給与条例第四条第七項及び学校職員給与条例第六条第七項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭

和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)第十二条の規定により任命権者が定める成績率のうち標準的な成績率が適用される職員であるものとする。

二 一般の派遣職員に、県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定及びこれらの規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

第三条に次の一項を加える。

8 第一項、第六項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。